



「自転車運転者講習制度」を知っていますか？

自転車に関係する事故の多くは、自転車側にも何らかのルール違反があります。
自転車の事故防止は、自転車を利用するみんなが交通ルールを守り、安全に利用することが大切です。
道路交通法では、**自転車運転中に危険な行為をした利用者に、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。**

自転車運転者講習制度の流れ

① 自転車運転者が危険行為を繰り返す
● 3年以内に2回以上

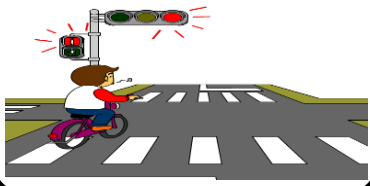
② 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

③ 講習の受講
● 講習時間：3時間
● 講習手数料：6,000円

※ 受講命令に違反した場合・・・5万円以下の罰金

自転車運転者講習の対象となる危険行為

信号無視



遮断踏切への立入り



一時不停止



安全運転義務違反



歩道での歩行者妨害等



酒酔い運転



講習の対象となるその他の危険行為

- 路側帯での歩行者の通行妨害
- 歩行者用道路での歩行者妨害
- 歩道通行や車道の右側通行等
- 制動装置不備の自転車の運転
- 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）→ 道路交通法改正により新設
- 右折時、直進車や左折車への通行妨害
- 左方車優先妨害・優先道路車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 通行禁止道路（場所）への通行

5月は自転車安全利用推進月間！ 交通ルールを守り安全に利用を！

岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/police/kotsuanzen/>

ツイッターURL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



ツイッター

交通安全情報